

令和元年台風15号及び19号により被災された県内の方へ

社会福祉協議会による貸付制度のご案内

千葉県社会福祉協議会では今回の台風により被災された方（世帯）に対して生活費等の資金の貸付を行っています。貸付を希望される方は市町村の社会福祉協議会までご相談ください。

緊急小口資金（特例貸付）

○貸付対象

令和元年台風15号及び19号により被災した世帯で、当座の生活費を必要とする世帯
（千葉県内全市町村対象）

○貸付限度額

原則として10万円以内（無利子）

※ただし、次のいずれかに該当する場合は20万円以内とする

- （1）世帯員の中に死亡者がいるとき
- （2）世帯員に要介護者がいるとき
- （3）世帯員が4人以上いるとき
- （4）世帯員に重傷者・妊産婦・学齢児童（小学生）がいる世帯等で特に千葉県社会福祉協議会会長が認めるとき

○貸付方法（条件）

- （1）据置期間（返済猶予期間）：貸付した日から1年以内
- （2）償還期限（返済期間）：据置期間経過後2年以内 ※無利子、ただし期限後は延滞利子5.0%

【返済の具体例】「令和元年11月中に据置1年、償還2年で10万円を借りた場合」

⇒令和元年12月から2年11月まで据置期間です。償還開始は令和2年12月1日となり、令和4年11月末まで月額4,160円（最終回のみ4,320円）をご返済いただきます。

○申込み方法・手続きについて

- （1）居住している市町村の社会福祉協議会へお申込みください。
- （2）申請に当たっては窓口にて「借入申込書」及び「借用書」に記入していただきます。また下記必要書類等を提出していただきます。
※窓口へ来所される際は、可能な範囲で事前に必要書類等をご準備ください。
- （3）市町村社会福祉協議会で申請を受理し、千葉県社会福祉協議会で審査の上貸付を行います。
- （4）貸付が決定になった場合、貸付金をご指定の口座へお振込みいたします。

【申請に必要な書類等】

- | | | | |
|--|-------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 本人確認ができる証明書 | <input type="checkbox"/> 実印 | <input type="checkbox"/> 印鑑証明書 | <input type="checkbox"/> 住民票の写し |
| <input type="checkbox"/> 健康保険証の写し | <input type="checkbox"/> 償還の根拠となる書類 | <input type="checkbox"/> 口座振替依頼書 | |
| <input type="checkbox"/> 資金の振込先口座を確認できるもの | | | |
| <input type="checkbox"/> 罹災証明書または被災証明書または罹災証明願 | | | |

詳細はお住まいの市町村社会福祉協議会までご相談ください